

## 美濃市観光協会ホームページ有料バナー広告ガイドライン

### 第1条 目的

美濃市観光協会HPバナー広告ガイドライン(以下、ガイドライン)は、自主財源の確保と地域活性化を図るため、美濃市観光協会ホームページに有料バナー広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2条 広告掲載の対象

美濃市観光協会が作成・管理するホームページ

### 第3条 広告の掲載基準

掲載する広告は、当観光協会会員事業所からの申込によるものであり、その内容が次のいずれにも該当しないものでなければならない。

1. 公共性を損なうおそれのあるもの
2. 政治又は宗教に関するもの
3. 個人・団体等の意見広告を内容とするもの
4. 公序良俗に反するもの
5. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業に関するもの
6. 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業に関するもの
7. 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
8. その他、観光協会が広告掲載として適当でないと認めるもの。

### 第4条 広告の掲載料・提出

広告原稿及び広告の作成、取り付け及び掲載に要する経費は、原則として申込者(以下、広告主)の負担とする。

広告の掲載料は、前納を原則とし、広告主は、協会が指定した期日までに一括して納入しなければならない。

### 第5条 広告の募集及び決定

1. 広告の募集は協会だより、ホームページ等により広く行うものとする。
2. 広告の申込が当該広告枠数を超えた場合は、抽選により決定する。

### 第6条 広告主の責務

広告主の責務として、次の事項を募集に際し明記するものとする。

1. 広告の内容に関し生じた責任は広告主が負う。
2. 広告主は、広告の掲載について、関係法令を遵守しなければならない。

### 第7条 広告掲載料の還付

既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主がその責めに帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、広告掲載料の一部又は全部を還付することができる。

### 第8条 業務委託

広告の募集、広告の作成等に関係し、必要な場合は業務委託することができる。

### 第9条 その他

このガイドラインに定めのない事項のほか、広告掲載の実施に関し必要な事項は、観光協会において定めるものとする。

### 第10条 施工日

このガイドラインは 平成21年4月23日 から実施する。